



### 質問1

所得税の課税対象となる所得といっても、いろいろなとらえ方があると思われませんが、わが国ではどのような立場を採っているのでしょうか。

**回答** 基本的にはすべての所得を総合して課税する純財産増加説の立場を採っています。

所得税が申告納税方式を採っていることや、所得を課税の対象にしていることなどは、どなたも十分ご承知のことと思います。つまり、所得税法は所得のあった人が、誰でも自分でその所得や税金を計算し、自分で申告と納税をしてくれることを期待しているわけです。

ところが、誰もが知っていると思われる「所得」という言葉も改めて「所得とは何か」と聞かれるとすぐには答えにくい問題です。

まず、所得とされるものならば、すべて所得の対象に含めるのか（純財産増加説）、または継続的な収入源から規則的に生ずる所得だけを所得とみるのか（所得源泉説）といった問題から、所得金額をいわゆる収入から経費を差し引いた金額でとらえるのか、その金額から損失を差し引いた可処分所得の段階でとらえるのか、さらには生活費まで差し引いた余剰所得でとらえるのか、といった問題まで数多くの問題があるからです。

わが国の所得税法は、基本的にはすべての所得を総合して課税する立場（純財産増加説）を採っていますので、所得の発生原因が何であるかは問いません。例えば、その所得が適法な取引から生じた所得であるか、違法なものであるかも問いませんし、借金を返すためにやむなく財産を処分しても、遊びに使う金を工面するため財産を処分しても、財産を処分したことで利益があればそれを所得として認識されるわけです。

以上述べましたように、わが国の所得税はすべての所得を所得としてとらえますが、税法に所得の定義規定はありません。直接には課税所得を定義せず、課税しない所得（非課税所得）を列記し、非課税所得と明記された所得以外の所得はすべて課税所得の対象とするという法形式をとっています。

また、課税標準のとらえ方としては、可処分所得に個人事情（所得控除）を加味した形で把握しています。